

納め忘れを防ぐため
電話による国民年金保険料
納付のご案内を行っています



国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったり、また、障害基礎年金や遺族年金も受けられなくなる場合があります。

こうしたことを防ぎ、国民年金被保険者の皆さんの年金権を確保するため、保険料の納付期限が過ぎても納付が確認できない方に対し、社会保険事務所などが委託した者から、電話で納付のご案内を行っています。今年度は『㈱オリエントコーポレーション』に委託して、電話による納付のご案内を行っています。

夜間や休日にご電話をかけることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

※委託を受けた者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられ、プライバシーの保護に努めます。

▼問い合わせ 室蘭社会保険事務所

(☎247101)

年金時効特例法の成立により、全期間さかのぼってお支払いします

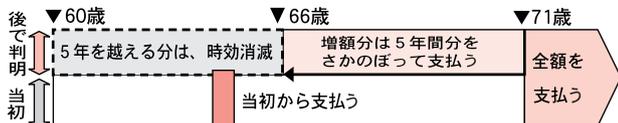
『厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（年金時効特例法）』が7月6日から施行し、年金記録の訂正による年金の増額分を、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額をお支払いすることになりました。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

【例①】

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



これからは

年金記録の訂正により増額した全期間さかのぼって支払います。

対象となる方

【既に年金記録が訂正されている方】

- ① 年金額が増えた方や年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
⇒年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。
- ② ①に該当する方が、亡くなっている場合には、そのご遺族の方
⇒未支給年金の時効消滅分が支払われます。
※ご遺族の範囲は、亡くなった当時、生計を同じくしていた方で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

【今後、年金記録が訂正される方】

- ③ 今後、年金記録が訂正された結果、上記①・②と同じように年金額が増える方
⇒増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます。

必要な手続きは

【今後、年金記録が訂正される方】

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

【年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方】

簡単に手続きできるように、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を9月から順次発送します。

今すぐに手続きすることもできます。その場合には、室蘭社会保険事務所に必要な書類を持参（または郵送）していただく必要があります。

※郵送での手続きに必要な用紙は、下記の問い合わせ先に請求するか、社会保険庁ホームページから印刷してください。

※手続きからお支払いまでの期間は、2・3カ月程度です。お支払いの前に、審査結果・振り込みなどのお知らせをします。

窓口での手続きに必要な書類

【年金を受給している方の場合】

- 『年金証書』、『振込通知書』などの基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続きをされる場合】

- 亡くなられた方が受けていた年金の『振込通知書』や『未支給年金支給決定通知書』など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続きされる方の身分証明書（運転免許証など）
- 振り込みを希望される金融機関の預金口座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続きをされる場合】

- 下記の問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

※本人以外の方が代理で手続きをされる場合は、委任状と委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証など）をご持参ください。

※未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなった時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

問い合わせ

室蘭社会保険事務所 (☎247101) または、ねんきんダイヤル (0570-05-1165)
社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)